



## 歯周病検診費用の払い戻し制度をご希望のかたへ

### 【制度の概要】

協力歯科医療機関以外の歯科医療機関で歯周病検診を受けた場合、費用を対象者が自費でいったん支払い、その後、深谷市に申請することで深谷市歯周病検診に準じた内容に限り、検診費用が返ってくるという制度（償還払い）です。

### 【対象者】

検診当日、深谷市に住民登録があり、深谷市歯周病検診対象者（節目・妊婦）であるかた

### 【申請に必要な書類と助成金額】

		令和7年度受診分（妊婦のみ対象）	令和8年度受診分
必要書類	共通書類	①深谷市歯周病検診助成金交付申請書（様式第1号） ②受診した結果等必要事項が記載された深谷市歯周病検診受診票（節目・妊婦）等 ③領収書 ④検診費用明細書（領収書に記載されている場合は省略可） ⑤振込を希望する口座（対象者の口座）等のわかるものの写し	
	追加書類	なし	本人が記載済の ・深谷市歯周病検診受診券・問診票（節目） または ・深谷市歯周病検診問診票（妊婦）
	助成金額	検診の受診に際し負担した費用の額 <b>4,000円を上限</b>	検診の受診に際し負担した費用の額 <b>5,500円を上限</b>

【申請期限】 ・節目のかた…令和9年3月31日までに申請  
・妊婦のかた…検診日から1年以内に申請 ※申請期限は厳守してください。

【申請窓口】 深谷市保健センター

### 【手順】

1. **節目のかた**…保健センターへ電話連絡後、**深谷市歯周病検診受診券・問診票を記入のうえ、窓口にご持参ください。受診券・問診票を回収し、受診票をお渡します。**予約の上、歯科医療機関にて検診をお受けください。なお検診日、当日、マイナ保険証等を持参し受付で別紙、「**歯科医療機関へのお願い 歯周病検診費用の助成制度について**」と「**受診票**」を、ご提出ください。
- 妊婦のかた**…予約の上、歯科医療機関にて検診をお受けください。なお、検診日当日、問診票、受診票、マイナ保険証等、母子健康手帳を持参し、受付で別紙、「**歯科医療機関へのお願い 歯周病検診費用の助成制度について**」と「**問診票**」、「**受診票**」を、ご提出ください。
2. 検診後、上記、必要書類を深谷市保健センターの窓口へ提出してください。
3. 市は、申請書を受領後、内容を審査し、支給要件に該当する場合には、「深谷市歯周病検診助成金交付決定通知書」（様式第2号）を通知のうえ、指定された口座に助成金を振り込みます。また、支給要件に該当しない場合には、理由を記載した「深谷市歯周病検診助成金不交付決定通知書」（様式第3号）を通知します。

### 【申請窓口・問い合わせ先】

深谷市保健センター 深谷市本住町17-1 電話 048-575-1101  
(平日8:30～17:15)

